

北海道農業再生協議会令和5年度第1回水田部会 次第

日 時：令和5年10月13日（金）9:30～

場 所：かでの2・7 10階 1040会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）令和6年産「生産の目安」の基本的な考え方について（案）

（2）令和6年度産地交付金について（案）

（3）その他

4 閉 会

北海道米をめぐる状況

1 令和5年産水稻の作柄状況

(単位：ha、トン)

		3年産		4年産		5年産 (R5.9.25)
全国	作付面積	1,564,000	▲19,000	1,545,000	+0	本日公表予定
	(主食用)	(1,303,000)	▲52,000	(1,251,000)	+0	
北海道	作付面積	103,300	▲1,800	101,500	+0	
	(主食用)	(88,400)	▲5,900	(82,500)	+0	
	収穫量	573,700	▲20,500	553,200	—	
	(主食用)	(527,700)	▲40,100	(487,600)	+0	
	作況	108	▲2	106	+0	

資料：農林水産省「作物統計」 「令和4年産水稻の作付け面積及び9月25日現在における作柄概況」

注1：作付面積には青刈り面積を含む。

注2：収穫量は子実用。

2 主食用米等の需給見通し（令和5年7月）

(単位：万トン)

			5年3月		5年7月
令和5 / 6年	令和5年6月末民間在庫量	A	191~197	0~+6	197
	令和5年産主食用米等生産量	B	669	0	669
	令和5/6年主食用米等供給量計	C=A+B	860~866	0~+6	866
	令和5/6年主食用米等需要量	D	680	1	681
	令和6年6月末民間在庫量	E=C-D	180~186	0~+6	184

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

3 需要実績の推移

(単位：万トン)

		元/2年		2/3年		3/4年		4/5年 (速報値)
全国		714.4	▲10	704.0	▲3	701.5	▲10	691.1
			▲1%		▲0%		▲1%	
北海道		55.5	▲5	50.5	+3	53.4	▲0	53.4
			▲9%		6%		▲0%	

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

4 民間在庫量の推移

(単位：千トン)

	R3. 8月末		R4. 8月末		R5. 8月末
全国	1,180	+40	1,220	▲180	1,040
北海道	125	+0	125	▲34	91

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：対象は、年間取扱数量500トン以上の出荷業者及び年間取扱量5,000トン以上の販売業者。

注2：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

5 相対取引価格の動向

(単位：円/60kg)

	3年産 (出回り～4年10月)		4年産 (出回り～5年8月)
北海道ななつぼし	12,687	+1,354	14,041
北海道ゆめぴりか	15,451	+29	15,480
北海道きらら397	11,955	+1,556	13,511

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

6 事前契約数量の推移

(単位：千トン)

	2年産	3年産	4年産	5年産
全国	1,499	1,350	1,467	現時点で 未公表
(事前契約比率)	(50%)	(49%)		
北海道	206	197	177	
(事前契約比率)	(56%)	(55%)		

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：対象は、年間取扱数量5,000トン以上の出荷事業者。

注2：令和4年産の値は令和5年7月末時点の速報値。

6年産「生産の目安」の運用改善及び産地交付金等の検討に向けたアンケート 調査結果取りまとめ

回答協議会数 123 協議会中 117 協議会

問1 「5年産「生産の目安」の基本的な考え方」4の(1)「原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示する」に関連して、令和5年産米において、貴協議会で「生産の目安（地域間調整後）」に即した作付が行われているかどうかお聞きします。

問1-1 4年産から、地域協議会は、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示することとしています
が、以下の中から、現在の貴協議会の実態に一番近いものを選択してください

項目	協議会数	【参考】 昨年の調査結果
① 生産者ごとに「生産の目安」を提示しており、「実際の作付面積」は、「生産の目安」どおりとなっている。	69 (59%)	66 (55%)
② 生産者ごとに「生産の目安」を提示しているが、一部生産者の作付動向を地域協議会では把握できない。	6 (5%)	9 (8%)
③ 生産者ごとに「生産の目安」を提示していないが、結果的に、地域協議会全体の「実際の作付面積」は、「生産の目安」どおりとなっている。	36 (31%)	37 (31%)
④ 生産者ごとに「生産の目安」を提示しておらず、生産者の作付動向を地域協議会では把握できない。	6 (5%)	8 (7%)
合計	117 (100%)	120 (100%)

問1-2 問1-1で②と回答した方に伺います。前問で回答した「（作付動向を把握できていない）一部生産者」の人数や面積を教えてください。

A協議会	217 人中	174 人程度	1,159 ha中	661 ha程度
B協議会	32 人中	2 人程度	80 ha中	1 ha程度
C協議会	15 人中	13 人程度	34 ha中	5 ha程度
D協議会	171 人中	3 人程度	527 ha中	20 ha程度
E協議会	116 人中	2 人程度	1,035 ha中	11 ha程度
F協議会	76 人中	1 人程度	1,465 ha中	13 ha程度
合計	627 人中	195 人程度	4,300 ha中	711 ha程度

【把握できない生産者が増えている場合、その理由や背景】

A協議会	生産の目安を提示しているものの、作付内容については生産者個人の経営判断に任せている為、作付内容は把握しているも、実際の作付面積が生産の目安の通りとはなっていない。
C協議会	目安を提示し作付動向の把握もできているが、加工用米の抛出数量が足りず目安を超えてしまっている。
D協議会	地区内では水稻作付者に目安オーバー分の非主食面積を公平に割り当て一括管理方式で実施しているが、一部農業者が直接業者との間で非主食用米の契約をしているため、事前情報がなく、結果目安の深堀りとなり、主食実績が年々20haづつ落ちてしまっている。制度に問題があり、地域全体に影響している。

問1-3 問1-1で①又は②と回答した方に伺います。生産者ごとに「生産の目安」を提示した後、実際の作付動向等に応じ、地域協議会全体で深掘りが起こらないような調整を行っていますか？

項目	協議会数
① 調整を行っている	40
② 調整は行っていない	29
合計	69

【参考】 昨年の調査結果
37
36
75

【具体的な調整の方法】

項目	協議会数
① 生産者ごとに目安を提示後、作付動向等を把握しながら、地域内で調整を行う。	18 協議会
② 非主食用米への誘導。	21 協議会
③ J A間の地域間調整。	3 協議会

※ 延べ数

(協議会からの回答内容詳細)
個人毎に目安を提示し主食用米の作付希望調査（調査表へ主食用米作付が目安を上回った場合、調整希望となる水張転作および一般転作も同時に記入回答を頂いている）を行い、地域全体集計後、目安を上回った場合は個別確認および地域間調整（J A内地域協議会との調整を含む）にて対応。
R5年産はホクレン輸出米の取組で対応した。それでも未達の場合については個人別に調整し、再提示を行う。
加工用米や飼料用米、備蓄米を調整弁としている。
生産者間の「生産の目安」の調整・再提示、加工用米や飼料用米を調整弁としている
調整方法については、地域の水張面積の維持・拡大を図るため、作付希望を基に、個人毎の「生産の目安」を提示した後、作付希望が「生産の目安」を超過する場合には、「政府備蓄用米」「加工用米」「飼料用米」等水張転作での調整を推進し、調整を図っている。
調整方法については、地域の水張面積の維持・拡大を図るため、作付希望を基に、個人毎の「生産の目安」を提示した後、作付希望が「生産の目安」を超過する場合には、「政府備蓄用米」「加工用米」「飼料用米」等水張転作での調整を推進し、調整を図っている。
加工用米、備蓄用米での調整が主である。
新規需要米と備蓄用米への作付転換、J A管内調整を行っている。
営農組合単位で調整を行い、超過達成があった場合は、未達成の営農組合で本地面積割りで超過分を吸収する。R5は最終的な未達分をホクレン出荷の輸出米で対応した。
生産者間及びJ A管内の地域協議会も含め調整を行っている。
加工用米、備蓄用米を調整弁として、J A管内での地域間による調整により対応している。
各生産者の前年度の作付実績と当年度の作付意向を鑑み、示された生産の目安を超過しないよう、当再生協議会で定める算出方法を用いて各生産者に周知している。
生産者間の「生産の目安」の調整・再提示、備蓄用米や飼料用米を調整弁としている。
生産者間の「生産の目安」の調整、飼料用米を調整弁としている。
生産者ごとに目安面積を調整し提示している。飼料用米や備蓄米を調整弁として利用
生産者間で調整

加工用米や飼料用米で調整
作付動向を全て把握し、生産の目安に対してオーバーする面積を備蓄米、非主食用米にて対応している。
作付け意向を把握した上で、超過等があった場合については、備蓄米及び非主食用米等により調整している。
再生協議会では「生産者個々の生産の目安」を提示している。 また数量調整においては、農業協同組合の担当部署で行っている。
作付け動向を全て把握し、生産の目安に対してオーバーする面積を備蓄米、非主食用米にて対応している。
再掲示
生産者間の「生産の目安」の調整・再掲示など
事務局から生産者に対し、主食用米以外の作付へ転換する協議を行っている。
加工用米の追加配分や飼料用米の推進。R5においてはホクレン主導ではあるが備蓄米の取組。
作付面積が増加した場合は、増加者が飼料用米等による対応。減少した場合は内容・面積に応じ再配分を検討
加工米・輸出入米・飼料用米等への取組での調整
行っているが、1-2で述べた問題がある。
まずは備蓄米で調整し、それでも目安超過が起る場合には飼料用米を調整弁としている。
事前に組合員へ水張面積希望調査を行い、集計した面積を元に生産の目安の範囲になるよう、一定の補正係数をかけ圧縮し、主食用米面積を調整している。
生産者に配分する際に若干余裕を持たせて配分し、現地確認等で水稻作付面積が増えた場合にも対応できるようにしている。
毎年2月に各生産者に対して水稻の作付意向調査を行ったうえで、生産者ごとの「生産の目安」を提示しているため、実際の作付面積に変更が生じたとしても、その影響は限定的である。
生産者間の「生産の目安」の調整・再提示
生産者間の「生産の目安」の調整・再提示、加工用米や飼料用米を調整弁としている
「生産の目安」面積を超過（主食用米・水田活用米穀）しないよう調整を行っている。
生産者からの作付意向を取りまとめた後、生産者へ目安の提示を行っており、提示後に目安超過が起ることは少ない。
政府備蓄米や飼料用米で調整
JAを通して調整、加工用米を調整弁としている。
全量農協出荷のため、結果的に農協で調整している形となっている。
生産の目安面積をオーバーしないように、加工米等で調整している
加工米で調整している。
現状、ここ数年目安を越えた作付けはないので調整しておりませんが、作付動向に応じ調整が必要な場合は、生産者間の目安の調整・再提示を行います。
生産者間の「生産の目安」の調整・加工用米への調整・再掲示

【調整を行わない（行えない）理由や背景】

項目	協議会数
目安に強制力が無い（個人の経営判断と認識）	5 協議会
深掘りがダメと認識していない	3 協議会
非主食用米が区分管理で行われており、調整ができない	1 協議会
その他	3 協議会

※ 延べ数 ※「そもそも深掘りしていない」「小面積」という理由はカウントから除外

(協議会からの回答内容詳細)
目安を超える作付動向結果となっていない為
生産の目安には強制力がないため。
非主食用米に取り組む生産者のうち、区分管理方式が大多数を占める為、生産者への一律での再配分は困難なのが現状。
主食用米の目安を越えなければ深掘りについては制限していないため
需給動向を踏まえて農協で協議し、生産者との契約面積・数量を決定している。
主食用米を減らしたくない（価格などの面から）生産者の意向等により、調整への協力を得にくい状況にあったため。
主食用米価格の先行きに不安要素が多いので、非主食用米作付希望生産者の意向を優先しているため。
地域内において過去に目安を超過した経過がないため。しかし、近年は主食用米で割られた面積を、協議会に断りなく新規需要米にまわし（市外のＪＡ以外の業者と契約）、最終的に主食用米の実績に穴があくケースが増えている。※農政事務所への新規需要米の取組計画の提出期限が6月末までのため、その時点で判明しても主食用米の調整が間に合わない。
再調整を行う場合出荷契約を全体で再度取り直すこととなるため
各生産者毎に「生産の目安」を通知しており、強制は難しい。
生産者の作付意向に沿った作付体系となっているから。
生産者戸数の減少等があるため。

問1-4 問1-1で③と回答した方に伺います。生産者ごとに「生産の目安」を提示していないに関わらず、「実際の作付面積」が概ね「生産の目安」どおりとなる理由や背景を教えてください（昨年と同じ場合でも記述をお願いします）。

(協議会からの回答内容詳細)
前年の秋より生産者個々より作付意向調査を2度行い、年明けには地域を代表する方を招いて「生産の目安推進会議」を開催、水稻育苗前には全戸を招いて米をめぐる情勢等の説明会を開催しています。
当市の生産者の多くは、積極的な作付転換を行わず、従来通りの作物を作付けする傾向が強いため。
当産地では水稻作付（水張の維持）を推奨しており、5年問題を含め交付対象水田の維持により、後継者や新規就農者への農地の流動、集積を行い地域農業を維持したいと考えています。個別の目安面積提示は生産意欲に対する抑制であり、生産者感情を逆なでるものと考えているため提示はしていません。産地間協議等により目安面積の再調整でも目安をオーバーする場合は、深掘りを行い目安内になるよう努力しています。
農業者毎に生産の目安を提示していないが、南幌町全体の生産の目安を提示し、個人毎に作付意向調査を複数回行い、町全体の作付面積を把握している。作付意向調査の結果から生産の目安を上回った場合は、調整を図り不公平のないように取り進めている。
農地情報管理システムで各生産者の作付けを把握しているため
個人ごとには「生産の目安」を提示していないが、事前に生産者へ作付意向調査を実施し、次年度の作付を把握したうえで、報告した数字と同程度が生産の目安としておいてくるため。農事組合長会議にて町に設定された生産の目安を農事毎にして公表し、農事組合長から農事へ通知してもらっている。その後の変動面積については道協議会等で地域間の調整により「生産の目安」どおりとなる。
個人ごとには「生産の目安」を提示していないが、事前に作付意向調査を実施し、次年度の作付を把握したうえで、農事組合長会議にて町に設定されている生産の目安を公表し、農事組合長から農事へおろし調整を依頼している。その後の数字については道協議会等で地域間の調整により「生産の目安」どおりとなる。
水稻の生産量・生産者そのものが少なく、目安を達成するために協力いただける規模や経営状況の生産者はさらに少ない。特別にお願いできそうな方に個別に相談し、対応可能な範囲でご協力いただき調整している。
次年度の作付意向を前年度の10月頃にJAを中心に行っている。作付意向調査を基に示された生産の目安を踏まえながら、個々の農家の作付面積を調整し、必要に応じて用途転用による深掘り対策を行い目安どおりの生産を行っている。
自発的な作付転換や、高齢化で年々生産を辞める等の自然減により、結果的に概ね生産の目安通りの作付となっている。
自発的な作付転換や、高齢化で年々生産を辞める等の自然減により、結果的に概ね生産の目安通りの作付となっている。
地域全体で目安超過する分を主食用米以外に取り組んでいるため
地形的制約から傾斜地が多く面積的にまとまって形成された地域が少ない等、水稻作付農家が少ない。また、高齢で小規模な農家が多いため作付け面積の拡大はあまり見込めない状況である。

作付け農業者が1名であり、作付け箇所の拡大・縮小を行っていないため。
当該地域の水田面積は878.8a、水稲作付面積758.8a、水稲作付農家は6戸うち4戸が約50a未満の作付、近年作付面積に変化はなく、今後作付面積の増減があったとしても、僅かであると考えます。
前年度に作付予定の確認はとっている。
協議会は配分された目安の範囲内になるよう加工用米・飼料用米で調整している為。
協議会が配分された目安の範囲内になるよう加工用米・飼料用米で調整している為。
今年度の生産者ごとの作付意向調査を行ったところ、今年度より水稲の作付をやめた方がいた為、町全体の作付面積が生産の目安の範囲内に収まる結果となったため。
例年水稲の作付面積の増減があまりないため概ね生産の目安どおりになっていると思われる。
小規模であり、毎年の作付面積も変更がないため。
前年と作付け面積が変わらない生産者がほとんどであるため。
経営所得安定対策事業等、水稲生産者との協議する場において水稲生産の意向を確認したり、水田の売買など農用地の変動に関する情報を農業委員会を通じて確認しているため、概ねであるが水稲の作付面積を把握できるため。
農業者の高齢化や担い手不足に伴い作付面積が増えない現状であり、生産の目安を提示しなくても結果的に概ね生産の目安に近づく結果となる。
離農や作目の変更等により、生産の目安を指示してなくても結果的に概ね生産の目安に近づく結果となる。
JAの協力により、営農計画作成の際に作付面積を確認し目安以内となるように調整しているため。
生産者から収穫後、翌年面積の聞き取り調査を行っている。
毎年度、経営所得安定対策等交付金の申請手続において、水稲の作付面積を確認している。
作付面積がもともと小さく、生産の目安との差があまりない。
「生産の目安」を上回ることが想定される農業者には非主食用米に取り組んでいただくことで概ね「生産の目安」どおりとなっている。
協議会で「生産の目安」のとおりになるよう、割り振っているため。
農業協同組合による作付管理と生産者の制度に対する理解や協力があるため
水稲作付意向調査の数字は米作付者の水稲種子の要望量を基に作成しているため、それが目安に反映されていることから、概ね目安の数値に近づいていると考えらえる。
1月に作付意向を集計し、4月に周知を行い生産者の協力を求めている。
基盤整備事業が予定どおり実施されないことを考慮して数値を提示。
例年生産者が前年と同程度の面積で作付けを行っているため。

問1-5 問1-1で④と回答した方に伺います。今後、「生産の目安」に即した作付に向けて、貴協議会で改善する予定がある場合は、どのように改善する予定かを教えてください。また、改善する予定が無い場合は、その理由や背景を教えてください。

項目	協議会数
① 改善する予定がある。	3
② 改善する予定は無い。	4

【どのように改善する予定か】

(協議会からの回答内容詳細)
関係各所と連携し、生産者へ提示したい。
「原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示する」とされていることから、説明会等を開き、生産の目安について説明を行ったうえで、個々に応じて改善しなければならないと思料する。
農協と連携し、作付意向調査を行ない、個人毎の目安の算出を行う（昨年から継続）。

【改善する予定が無い理由や背景など】

(協議会からの回答内容詳細)
改善を要する問題が生じていないため。
本村で作付けされた米の大部分は村内で流通し消費されているため、現状の改善は不要と考えている。
元々水稻の作付けが少なく主に自家用米の生産であることから生産の目安を提示する必要性を感じていない。
作付け動向は把握しているが、目安通りにならないのが現状である。しかし、協議会として主食用米については、農協と連携し品種ごとに生産量を調整している。

※ 4 協議会中 2 協議会は水稻の作付が 2 ha 未満

問 2 「5 年産「生産の目安」の基本的な考え方」4 の (1) 「農業団体・集荷業者等と連携し、生産者の作付意向の把握に努め、必要に応じて生産者間の「生産の目安」の調整等を行う。」に関連してお聞きます。目安の提示後、農業団体・集荷業者等と連携し、生産者の作付意向の把握に努め、必要に応じて生産者間の目安の調整等を行っているか教えてください。

項目	協議会数	
① 調整している、必要に応じて農業団体や集荷業者間の調整ができる体制が整っている。	45	(39%)
② 農業団体内、集荷業者内それぞれで調整している、必要に応じて調整できる体制が整っている。	32	(28%)
③ 調整できない、しない	39	(34%)
うち、ア)生産者に目安の提示を行っていないため	16	(41%)
うち、イ)目安を調整する考えがないため	16	(41%)
うち、ウ)連携できない農業団体・集荷業者がいるため	5	(13%)
合計	116	(100%)

問3 「5年産「生産の目安」の基本的な考え方」4の(3)「目安の運用改善等を行う。」に関連してお聞きします。
 (問4も同様) 近年、全道の「生産の目安」に対して、「作付実績面積」が大きく乖離する(深掘りする)傾向が見られますが、本課題を解決するため、昨年度に引き続き「過去の乖離実績(目安と実績面積の差)」を地域協議会別の「生産の目安」の算定要素に加えること等を検討(※)しておりますので、検討の参考とするため、以下の回答についてご協力をお願いします。

問3-1 貴協議会では、作付意向調査に記載する数値をどのように把握していますか？

項目	協議会数
① 個々の生産者へのアンケート (または個別ヒアリング)	55 協議会
② 種子の注文量	11 協議会
③ 過去実績からの推計	44 協議会
④ その他	6 協議会

【参考】 R1~R5の主食面積と目安の乖離率の平均(主食用米100ha以上)	
	1.9%
	1.6%
	2.7%
	1.6%

【その他の具体的な調整の方法】

(協議会からの回答内容詳細)
別紙「5年産「生産の目安」の算定方法の概要」のとおり
農協より情報提供を受けている。
②と③の方法を用いて調整している。
農業協同組合に調整を任せている
農地の移動が翌年からの場合が多く翌年3月に実施している。

問3-2 問3-1で①と回答した方に伺います。生産者へのアンケートやヒアリングの時期はいつ頃ですか？

- ※ 6年産の作付意向調査に向けたアンケートやヒアリングの場合
- ※ 複数回行う場合は直近のアンケートやヒアリングの時期

項目	協議会数	
令和4年	1月	0 協議会数
	2月	0 協議会数
	3月	0 協議会数
	4月	0 協議会数
	5月	0 協議会数
	6月	0 協議会数
	7月	0 協議会数
	8月	0 協議会数
	9月	0 協議会数
	10月	3 協議会数
	11月	1 協議会数
	12月	0 協議会数

令和5年	1月	1 協議会数
	2月	2 協議会数
	3月	0 協議会数
	4月	1 協議会数
	5月	1 協議会数
	6月	1 協議会数
	7月	0 協議会数
	8月	6 協議会数
	9月	6 協議会数
	10月	23 協議会数
	11月	6 協議会数
	12月	2 協議会数

問3-3 「過去の乖離実績（目安と実績面積の差）」を地域協議会別の「生産の目安」の算定要素に加える案についてご意見ををお願いします（回答が無い場合は賛成とみなします）。

（参考） 昨年の調査結果

項目	協議会数	割合
① 賛成	58	50%
② 反対	41	35%
未回答	18	15%
合計	117	100%

項目	協議会数	割合
① 賛成	56	47%
② 反対	44	37%
未回答	20	17%
合計	120	100%

【反対の理由】

(協議会からの回答内容詳細)	
過去数年の実績乖離については、新型コロナウイルス感染拡大により外食産業を中心に米の需要が急減し、販売価格が大幅に下落したことが大きな要因である。 令和5年産については、コロナが徐々に収束し需要が回復傾向であるとともに、水田活用の直接支払交付金の交付要件として5年に一度水張りを行う必要性から主食用米を含む水稻の作付意向が大幅に増加しており、今後増加傾向が続くことも想定される。そのため、外的要因による作付面積の深堀りを根拠として、過去の実績乖離を「生産の目安」の算定要素に加えることは地域の実情を十分に反映しているとは言えないため反対である。	
交付対象水田の見直しにより水張面積が増加する事が見込まれる中で、主食用米及び水田活用米穀の作付の選択については年度ごとの販売状況や交付金の設定状況等情勢によって変動するものであり、過去の基準をベースに設定するのは実態に即していない為	
水田活用直接支払交付金の5年ルールにより、転作ローテーションの検討で生産現場は混乱しております。飼料用米等の水田活用米穀の情勢も先行きが不透明であるため現時点では反対させていただきます。	
今後も目安は面積が減っていくことが予想されるが、仮にイメージのとおり算定方法で行く場合、作付実績がプラスだった場合は、次年度の作付実績でプラスにならないと、要素としては公平にならない。	
これまで作付実績が「生産の目安」を下回る傾向にあったが、水活の見直しの影響により、作付実績が一時的に増加する傾向になることが予想されるため。	
2018年に廃止された、「生産調整」と比較して「生産の目安」には生産者に対する強制力がなく、「生産の目安との乖離」に影響しているため	
当協議会は毎年目安面積が不足しているため、産地間協議で調整を行っているが、乖離を含めた目安となると管内全体としての目安面積にも影響するため、産地間協議ができなくなる恐れがあるため。	

水活の見直しに伴う復田期間が設けられている以上、当初作付意向と作付実績に予期せぬ乖離が生じることがあるため。
昨年は賛成していたが、今回のように目安を大きく出し、次年度足りなくなると言うような状況があった中で、空知の目安確保に協力した協議会は多少目安の乖離があったと思うが、それも含めて算定要素に加えるとなると賛成とは言えない。また、5年水張り問題もある中で確実な目安を出すのは難しくなっている。
生産者のアンケートを基に意向面積を報告している。協議会としては水稻を減らしたくないが、離農や情勢、経営判断により、イレギュラーに水稻が減少してしまい予想ができなく、どうしても減少の乖離が生まれてしまうため。
生産者のアンケートを基に意向面積を報告している。協議会としては水稻を減らしたくないが、離農や情勢、経営判断により、イレギュラーに水稻が減少してしまい予想ができなく、どうしても乖離が生まれてしまうため。
<ul style="list-style-type: none"> ・当地域協議会エリアは、高齢の水稻農家が多く病気等により、急遽、委託可能な省力作物（緑肥や小麦等）へ変更となるケースがあり、結果としてどうしても乖離が生じてしまうケースがある。 ・水稻作付維持を基本方針としており、積極的に深堀りを進めているわけではない。 ・転作面積の配分や米の生産数量目標の配分の時代からも遵守してきたし、今日においても、備蓄米や加工用米に取組むなど、生産の目安の遵守に努めている。 ・深堀りになってしまうこと自体は国の方針と合致しており、需要に応じた生産と認識している。 ・今般の水活の見直しの影響により、今後4年間で田畑輪換や水稻とのブロックローテーションを行うなど水稻の作付意向が増加する予定。こうした状況下において、過去の乖離実績を算定要素に加えた場合、水稻作付けに支障をきたすことが想定され、農業者、農業者団体からも理解が得られないものと考えている。 ・以上の理由により、過去の乖離実績を算定要素に加える案には反対である。 <p>※どうしても過去の乖離実績を算定要素に加えるのであれば、公平性の観点から、例えば、道枠等で水稻面積の受け手から出し手に対し10a当たり助成等を設定すべき。（米を多く作り実績をつくれれば多く配分がもらえるシステムは不公平である。過去からの経過も含め転作に協力している産地があって米が作付できることも理解してほしい。）また、上記に加え、乖離実績の数値は、R4年産からR8年産（5年間）の実績を用いることとし、算定要素に加えるのは、R9年産以降に導入すべき。</p>
目安との乖離面積（深堀り）が大きいほど、次年度の生産の目安が少なくなり、生産の目安を協力してくれる農家が少なくなる可能性が高くなるため。（新規需要米への取組が希薄になることが懸念される。）
ある程度前の年に作付は決まっていると思うが、予期せぬ変更などあったときに対応できないため。
作付動向調査を行った段階では、毎年目安を超えており、加工用米や飼料用米で調整している。調整の際に、農協の懇談会等で飼料用米等を作付するメリットを推しだし、再度飼料用米の取りまとめなどを行い、目安を守っている。その結果目安以上の深堀りとなることがあるが、飼料用米等のメリットを理解し作付転換した農業者へ、再度主食用米へ戻すよう促すのは難しい。又、深堀りとなった面積を次回以降の目安の面積に反映すると、目安を守ろうとした結果、再度深堀りとなる可能性があり、年々目安を守ることが厳しくなっていく。
作付動向調査を行った段階では、毎年目安を超えており、加工用米や飼料用米で調整している。調整の際に、農協の懇談会等で飼料用米等を作付するメリットを推しだし、再度飼料用米の取りまとめなどを行い、目安を守っている。その結果目安以上の深堀りとなることがあるが、飼料用米等のメリットを理解し作付転換した農業者へ、再度主食用米へ戻すよう促すのは難しい。又、深堀りとなった面積を次回以降の目安の面積に反映すると、目安を守ろうとした結果、再度深堀りとなる可能性があり、年々目安を守ることが厳しくなっていく。
乖離することが罰則的要素とならないか不安。また、生産者に説明する際も複雑な仕組みとなり、理解を得られないのではないかと。
目安と実績面積の乖離の差を算定要素に盛り込み、乖離の差が埋まるようであれば賛成するが、乖離がある協議会に大してペナルティとして配分面積を減らすようであればさらに乖離が進むと思われる為
当地区は生産者の主食用米作付けの意向が強いため。
仮に減らす場合となった場合、農業者が対応できるか不明なため。
作付面積の小さい協議会（生産の目安の小さい）においては、調整が容易ではないため。
本市では加工用米等として出荷してもらうことで目安の調整をしている。加工用米等の単価が低い場合は、農業者は利益が小さくなることを泣く泣く受け入れて協力してくれている状況。昨今の資材高騰の影響等で農業者が利益を少しでも増やしたいと考えるは自然なことであるので、今後は加工用米等としての出荷に協力いただけない場合も出てくると考えられる。結果として生産の目安を守れないことも出てくると予想され、そこで実績に応じて目安がさらに減らされると誰しも生産の目安を守らない悪循環に陥ると思われるため。
次年度の交付金について10月頃では情報が無すぎるためこの時点の予定とは大きくずれちゃう。
生産の目安と水田活用米穀需要がマッチしない場合がある
<p>全道（もって全国）のために深掘りした努力を当然の結果として次年度へ反映させることは、努力をしていない協議会と不公平になる。</p> <p>過年は深掘りができたとしても、当年は生産者の意向で深掘りは出来ないものの従前の生産の目安は達成できなくなった場合、深掘り実績が反映されることにより当年の生産の目安を達成できないという問題が生じる。</p>

<p>大幅な乖離が起こる過去の事例でいえば、飼料用米の緊急増産や加工用米の複数年契約の終了、卵不足に伴う加工用米の減産など、協議会の動きどうこうで解消できる範疇を超えていることが多い。資料の例でいえば深堀を進めることが前提となっているが、5年水張ルールもある中でその前提自体が難しい状況と認識している。</p>
<p>水稻種子の注文は、10月頃までにはある程度完了すると思いますが、注文後に生産者の作付け意向の変更や体調不良での作付け転換となっているのが実態です。需給環境以外にも、経安等制度の動向や産地交付金額（道枠）の決定なども作付け転換に影響しています。</p> <p>生産者の経営判断により、結果的に目安から深堀した場合に、翌年以降の主食用米の目安の配分を減少させるということは、「主食用米から転換した分は今後、主食用米の作付けが出来ない」（主食用米の目安は減る一方）という考えになりかねなく、安定経営の弊害となります。</p> <p>目安については、作付け意向調査を基本とし、北海道の深堀面積を減少させる取り組みについては、地域間調整を全道的にスムーズに活用できるようにすれば良いと考えます。</p>
<p>現在、努力により生産の目安以内に抑えている実態があるため</p>
<p>10月頃に次年度の作付け意向面積を確認し、それを基に報告しておりますが、急な離農や生産者の急な事情（怪我や病気）などがあった場合には目安と乖離してしまう可能性があります。過去の乖離実績を踏まえるよりは各協議会の作付け面積の動向に注視し地域間調整をしたほうがいいのではないかと考えます。</p>
<p>たまたま離農などによる農地の異動で一時的に水稻作付けが減少している場合もあるため実績のみで判断されると不利益となる可能性がある。</p>
<p>米粉用米を単年契約でしている関係で、R4年度は「生産の目安」の目安を大きく下回ってしまったが、米粉用米が今後も続いて行くか不透明な中で、1,2年の実績を見て「生産の目安」を大きく下げられると、米粉用米の契約がなくなった後の影響が大きいのではないかと考えます。</p>
<p>今後、議論を深める必要がある。 現時点では、反対</p>
<p>目安と実績面積の差は、年度によって上下することが予想され、大きく乖離した際に2年後まで影響するのは、目安を守っている生産者に対して不利益を生じる恐れがあるため。</p>
<p>水活交付金のルール徹底等で生産者現場の混乱に陥らないようにするため</p>
<p>ここ数年、高齢化等の理由により目安配分のあとに作付け面積が減少する農家がでてきており、本町のように水稻面積が少ない地域は乖離実績の暫定影響を受けやすい。大前提として目安を超えての作付けは行っていないので、地域別の実情も踏まえ慎重に検討していただきたい。</p>

問4 地域協議会別の「生産の目安」の算定に当たっては、土地改良通年施行面積のうち翌年度に復田する水張面積（主食・非主食を問わず）を前年度の主食用米の作付け実績に加算した面積をベースにして、目安を算定しております。この調整により、年度ごとの土地改良による作付け実績への影響が緩和される一方で、非主食用米に向けられる面積も含む算定となっていることから必ずしも実態を反映したものとはなっていません。

本課題を解決するため、「土地改良通年施行面積のうち翌年度復田面積」の取り扱いの変更を検討（※）しておりますので、検討の参考とするため、以下の回答についてご協力をお願いします。

問4-1 貴協議会では、作付け意向調査に記載する数値をどのように把握していますか？

項目	協議会数
① 個々の生産者へのアンケート (または個別ヒアリング)	38 協議会
② 市町村やJAで把握している土地改良事業の施工面積	43 協議会
③ 過去実績からの推計	26 協議会
④ その他	10 協議会

【その他の具体的な調整の方法】

(協議会からの回答内容詳細)
土地改良事業が行われていない。
土地改良区からのヒアリング
当地区では、現在も今後も土地改良通年施行等の取り組み予定が無い。
当協議会の区域内に水田の土地改良通年施工が存在しない、今後も予定がないため
J Aへのヒアリングおよび水田活用直接支払交付金の申請内容から把握。 ただし、一部生産の作付意向については地域協議会では把握できない。
R6年度に夏季施工の予定がない為
農協より情報提供を受けている。
土地改良通年施工面積が存在しない
個別にヒアリングを行い把握 ※R4以降該当する通年施工が行われていないため「④その他」を選択

問4-2 問4-1で①と回答した方に伺います。生産者へのアンケートやヒアリングの時期はいつ頃ですか？

※ 6年産の作付意向調査に向けたアンケートやヒアリングの場合

※ 複数回行う場合は直近のアンケートやヒアリングの時期

項目	協議会数	
令和4年	1月	0 協議会数
	2月	0 協議会数
	3月	0 協議会数
	4月	0 協議会数
	5月	0 協議会数
	6月	0 協議会数
	7月	0 協議会数
	8月	0 協議会数
	9月	0 協議会数
	10月	0 協議会数
	11月	0 協議会数
	12月	0 協議会数
令和5年	1月	1 協議会数
	2月	1 協議会数
	3月	0 協議会数
	4月	1 協議会数
	5月	1 協議会数
	6月	0 協議会数
	7月	0 協議会数
	8月	5 協議会数
	9月	4 協議会数
	10月	16 協議会数
	11月	3 協議会数
	12月	5 協議会数

**問4-3 補足2に記載した「土地改良通年施行面積のうち翌年度復田面積」の取り扱いの変更案についてご意見を
をお願いします（回答が無い場合は③の賛成とみなします）。**

- ①案 地域協議会別に、土地改良通年施行面積のうち翌年度復田面積を聞き取り、
×1/2を作付実績に加算（転作率を踏まえた平成29年産までの算定方法）
- ②案 地域協議会別に、土地改良通年施行面積のうち「翌年度主食用米作付予定面積」を聞き取り、
作付実績に加算

項目	協議会数	割合
① ①案に賛成	11	9%
② ②案に賛成	40	34%
③ ①案、②案どちらで	38	32%
② 反対	7	6%
未回答	21	18%
合計	117	100%

【反対の理由】

(協議会からの回答内容詳細)
復田にあたって面積が1/2になる若しくは主食用米の扱いとする根拠、詳細を示していただきたい。この条件では、例えば加工用米の作付の場合、復田面積1/2又は主食用米ではないので復田面積0㎡になる、としか解釈できない。農業者が損をするだけと感じる。
調査時期に基盤整備後の復元田面積が未確定であり、調査時には旧面積で水稻作付予定だったが、実際は翌年に水稻作付出来ない事例が過去にあった。もし乖離実績を算定要素に加わると、現状不足している生産の目安がさらに不足することになり更なる作付転換が必要となる。
上記の記載と同じ。 目安を達成すればするほど、主食用米の作付できる面積が減るため。
ある程度前の年に作付は決まっていると思うが、予期せぬ変更などあったときに対応できないため。
乖離することが罰則的要素とならないか不安。また、生産者に説明する際も複雑な仕組みとなり、理解を得られないのではないか。
たまたま離農などによる農地の異動で一時的に水稻作付が減少している場合もあるため実績のみで判断されると不利益となる可能性がある。
本町のように水稻面積が少ない地域は乖離実績の暫定影響を受けやすい。大前提として目安を超えての作付は行っていないので、地域別の実情も踏まえ慎重に検討していただきたい。

問5 産地交付金の有効活用に向けた検討の基礎資料とするため、以下の回答について、ご協力をお願いします。全道枠各使途における具体的な要件に加えて欲しい技術がある場合は、以下に記入してください（収益力向上に資することが明確であり、地域協議会で取組を確認できるものに限るため、要望にお応えできないことがあります）。

(協議会からの回答内容詳細)
<ul style="list-style-type: none"> ・生育期間中の中干、溝切の実施 ・稲わらのすき込み ・稲わらの搬出
<ul style="list-style-type: none"> ・ワイドコースといった養分蓄積圃場に対する低コスト肥料の投入 ・秋耕
<ul style="list-style-type: none"> ・刈り取り適期診断の実施 ・2段乾燥の実施（どう割れの防止と水分の均一化）
<p>農水省が提唱している農業版BCPの作成をしていることを要件に加えてはどうか？ 災害に向けた対策が収益力を落とさないことにつながるため。</p>

問6 その他、自由記載

問6-1 その他、「生産の目安」に関する意見があれば記入願います。

(協議会からの回答内容詳細)
【深掘りへの対応】
<p>「生産の目安」に対して、「作付実績面積」が大きく下回る傾向がみられる協議会へ本当に目安の配分量が適切か必要なかを個別に聞き取る必要があると思います。</p> <p>令和6年6月末の米の在庫数量は国の適正基準値に近づく目算との見解が示されているが、北海道として生産の目安を増やす予定はあるか。 また、生産の目安と実態の乖離を解消するために前年産実績を精算の目安に反映させて減少させる案とのことだが、事後的に乖離した場合にどれだけ事情を勘案するかお聞かせいただきたい。</p> <p>問1-3で記述したとおり、主食用米の目安を割り当てられた面積を、協議会で把握できない市外の業者と新規需要米の契約を結んで、結果的に実績に穴があいてしまうケースが増えていることから、全道的にこのことへの対策を講じてほしい。（例.主食用米の契約の調整に間に合うように、新規需要米の取組計画の期限を早める。商系事業者から協議会への報告を徹底させるための周知を行う。など）</p> <p>本町は令和3年度よりJ A主導で緊急的に加工用米の取組を行っているところですが、今後も加工用米の取組を行っていく意向であり、目安の乖離分が配分暫定に影響するとすれば、乖離面積が変わってきますので慎重な検討をお願いします。</p>
【提示スケジュール】
<p>生産の目安を早く示してほしい。 乖離面積の少ない協議会に補正係数を与えるのではなく、深掘りかけた協議会を優先に配分するなどの対応策を導入してほしい。（深掘りし続けると主食用米作付できる面積が年々減少し、新規需要米の取組が各産地増えていくと需要と供給のバランスが崩れることが考えられる。）</p> <p>国による生産数量目標の配分が廃止となり「生産の目安」へと移行してからすでに6年以上経過し、年々作付希望通りの主食用米の作付が難しくなる中で、設問にもありました「次年度の目安設定に向けた作付意向調査」を実施する際には、従来の協議会毎に異なる調査方法ではなく、全協議会で統一した時期・内容・回数で生産者に聞き取る様協力し、出来るだけ早い段階での「地域の目安」の確定面積を調整するよう実施いただきたい。</p> <p>国による生産数量目標の配分が廃止となり「生産の目安」へと移行してからすでに6年以上経過し、年々作付希望通りの主食用米の作付が難しくなる中で、設問にもありました「次年度の目安設定に向けた作付意向調査」を実施する際には、従来の協議会毎に異なる調査方法ではなく、全協議会で統一した時期・内容・回数で生産者に聞き取る様協力し、出来るだけ早い段階での「地域の目安」の確定面積を調整するよう実施いただきたい。</p>

【算定方法】
<p>目安達成のため、飼料用米等で調整しているが、超過回避のために目安面積を若干少なく配分しているため、過去の乖離実績が少ない場合の目安算定要素を考慮願いたい。</p>
<p>生産の目安の設定、実行については地域再生協議会を隠れ蓑にして運用するのではなく、目安の遵守に対する実効性の観点から地方自治体（市町村）が責任を持って行うスタイルに戻すべきだと思う。当地区においては再生協事務局としてJAと行政が連携し、目安の遵守を確実にしているが、そうでない地区があるため、どこまで無理をして調整しても全国的に需給調整されていない状況が歯がゆい。</p> <p>畑地化に伴い、交付対象水田の面積が減少（転作田が減少し、水稲作付割合が上昇）するが、畑地化の取組状況（採択状況）によらず、生産実績と土地改良通年施工からの復田面積を踏まえた算定として欲しい。</p>
【その他】
<p>生産の目安については集荷業者・団体が中心となって調整しており、生産者は団体からの情報を元に個人単位で作付を決定している。強制力がなく各戸の経営面積も大きいことから、経営判断に基づいた選択をされているため、地域として目安を遵守するように仕向けるには何かしらのインセンティブが必要。</p>
<p>過去より転作協力を行っているが、年々減少する生産の目安を守るため、更なる転作に協力している。経安の見直しによる畑地化について、田畑輪換の導入も後継者不足や高齢化が進み、作業計画の見直しや労働力・資材・機械等の確保など様々な問題があり、水稲地帯としては主食用作付（水張り）を増やしたいのが実情。</p>
<p>商系は生産の目安を守らなくとも、デメリットがないため、JAの主食用米を備蓄米にすることで生産の目安を達成している。</p>
<p>北海道については毎年目安を守れているが、他府県では毎年目安面積をオーバーし続けている産地もあります。まずは他府県を目安内にするよう働きかけを強めて欲しいと考えます。「他府県だってオーバーしてる」と生産者からも声が上がっており、協議会での作付け誘導も上手く進みません。</p>
<p>「生産の目安」を超えないよう、調整をしている中、「作付実績面積」が大きくなる場合には、ペナルティが必要ではないだろうか。</p>
<p>地域では、生産の目安を超過し、調整を行なっている状況。 米の消費が進まなければ、毎年目安が減少することが想定される。 消費拡大運動や輸出の取組強化を願いたい。</p>
<p>「5年に一度の水張り」が「生産の目安」を守る上で、複雑となる要因の一つとなる。</p>
<p>令和6年度の目安設定に向けた作付意向調査について、今までは種子の注文量等を根拠としていたが、種子注文量に加えて本年10月に個々の生産者作付意向調査（アンケートで主食・非主食の作付意向を確認）実施する予定。</p>
<p>5年ごとの水張りルールがあり地域間調整ができない状況。それらを加味して目安の配分を考慮してほしい。</p>
<p>主食用米の減産については、食文化の変化や人口の減少などどうしようもない部分が多い。平たく言えば主食用米を減らすために加工用米・飼料用米といったものへの公的補助があると認識しているし、産地交付金・戦略作物助成も同様の面がある。言い換えれば主食用米の都合で他すべてを調整する、という構造なのが、政策的な難しさの原因ではないかと思う。</p>
<p>目的、中身が不透明。説明会を開催してほしい。</p>
<p>令和5年に「生産の目安」を守れないと申し出てきた生産者がいた。対話の中で、最終的には守ってくれることとなったが、今後、そのような生産者が増えてきた場合にどのように対応していくべきか不安である。</p>
<p>年々目安の主食用米面積が減少しており、主食用米を作付けしたくてもできない状態が続いている。 今年度平年作なら米の繰り越し在庫が適正になる見通しなので、主食面積を増やせるようにしていただきたい。</p>
<p>真面目に生産の目安を守って協力している農業者や協議会が不利益を被っているのではないか。 農業者から聞き取りを行った中で算定した目安であるなら、目安の調整のまえに大前提としてすべての協議会が目安内に収める努力をさせる仕組みをお願いしたい。</p>

問6-2 その他、「産地交付金」に関する意見があれば記入願います。

(協議会からの回答内容詳細)
【予算の確保、地域枠の確保】
<p>戦略作物助成の対象面積及び、新規需要米の対象面積が増加することで地域枠が減少することの無いようお願いしたい。 また次年度以降、米の需要が減少し転作率が増加した場合、地域の活用額も増加となることから、しっかりとした予算確保をお願いしたい。</p>
<p>地域配分が足りていない状況です。広い北海道でそれぞれの協議会の作付体系が違う中で、実態にあった支援をするために、極力地域配分に充てていただきたい。 継続した予算確保をお願いします。</p>
【事務改善】
<p>ビジョン承認を含めて作付が実質的に完了した時期以降である事から、見通しが不透明な中で取り進める必要があり、且つ、追加配分の見通しも不明瞭で単価についても承認後に調整出来ない為、最終的な未活用額が起り得る仕組みというのは協議会の負担が大きい。配分の範囲内で最大限活用できる仕組みとして欲しい。転作が年々拡大する中で地域として十分な支援水準は確保できていないのが現状。また、PDCAサイクルを循環させる必要性は分かるが、制度として複雑化しすぎているように感じる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「産地交付金」に限らず、申請報告書類が年々増加しており、そのための生産者からの聞き取り、確認作業等にかかなりの時間がかかり、地域協議会の事務担当者（それを確認する振興局、道の担当者も）の負担が増大している。 ・産地交付金の設定についても苦慮しているため、全国の協議会の産地交付金個票、要件等をまとめた一覧があれば良い事例として参考ができるため、協議会担当者限りで提示してほしい。
<p>当初配分の金額を早く示してほしい。 生産の目安を遵守できていない協議会との差別化を図ってほしい。 (目安を遵守している協議会だけが主食用米の作付面積を減らされているように感じるため。)</p>
<p>メニュー内容をしぼり、生産者に理解しやすい個票作成に努めるべき。</p>
<p>畑地化のこともあり、運用が非常に複雑な状態となってきている。また、旧・水田リノベとの兼ね合いも複雑なことなど、個々の地域で管理しきれなくなっていることから、受給している農業者にもわかりやすくシンプルな制度（運用方法）に整理していく必要があると思われる。</p>
【全道枠の使途・単価】
<p>飼料用米や加工米の産地交付金が減少し、それに伴い主食用米へ戻るまたは、選択肢から無くなってきています。水張を維持しつつ主食用米を目安内に収めるには、転作が主食用米と変わらない収入になることが必要と考えます。</p>
<p>令和6年度から一般品種で飼料用米に取り組む場合は交付単価が段階的に引き下げられる予定である。 種子の供給量や多収品種の需要量など、農業者が多収品種に障壁なく取組める状況であるかどうか意見を持っているか。また、その意見を根拠に産地交付金道枠における補填策の有無についての予定はあるかお聞かせいただきたい。</p>
<p>目安超過にならないためにも新規需要米への転換が必要であるが、新規需要米の中でも単価の格差がある。飼料用米への単価増を再度検討願いたい。</p>
<p>現在、全国的に主食用米の価格が上昇傾向にあり、主食用米の販売金額と加工用米や飼料用米の販売金額に交付金を足した金額（以下合計金額）の差が殆ど無くなってきています。特に加工用米は複数年契約を結んでおり、作付けをしていかなければいけません。 加工用米や飼料用米の合計金額が、主食用米の販売金額を大きく下回ることになれば、生産者は主食用米の作付けへ移行し、加工用米の面積、あるいは目安面積を守ることが困難となることが予想されます。 飼料用米については一般品種の交付金が今後下がっていく以上、交付金の単価を上げることは難しいと思いますが、加工用米については、合計金額が主食用米の単価を上回るよう、道枠などで交付金単価を設定していただくよう、要望いたします。</p>

<p>現在、全国的に主食用米の価格が上昇傾向にあり、主食用米の販売金額と加工用米や飼料用米の販売金額に交付金を足した金額（以下合計金額）の差が殆ど無くなってきています。特に加工用米は複数年契約を結んでおり、作付けをしていかなければいけません。</p> <p>加工用米や飼料用米の合計金額が、主食用米の販売金額を大きく下回ることになれば、生産者は主食用米の作付けへ移行し、加工用米の面積、あるいは目安面積を守ることが困難となることが予想されます。</p> <p>飼料用米については一般品種の交付金が今後下がっていく以上、交付金の単価を上げることは難しいと思いますが、加工用米については、合計金額が主食用米の単価を上回るよう、道枠などで交付金単価を設定していただくよう、要望いたします。</p>
<p>当協議会は、転作の主力として、飼料用米の活用を推進していますが、道枠の取組が年々厳格化されており、飼料用米の魅力が低く、主食用米に戻す生産者が増えてきています。</p> <p>誰もが対象となるような取組とし難いのは理解を示しますが、この傾向であれば今後も、飼料用米の取組面積が減っていくと考えます。</p>
<p>各用途における要件を維持していただきたい。</p>
<p>【全道枠の要件】</p>
<p>R5年産は畑地化の影響と思われるが、空知管内での地域間調整がほとんど行われないう大きな転換期となった。</p> <p>R4年産では、「省力化・低コスト化助成」の単価で差をつけて、加工用米と新市場開拓用米の水田リノベ事業の対象となったメリットを5千円/10aで統一していた。</p> <p>R5年産では「地域協議会の事務負担軽減」を理由に、「省力化・低コスト化助成」の単価が旧リノベ事業の対象に係わらず5千円/10aに統一された。</p> <p>例年同様に地域間調整での「受け手」となることを想定していた生産者は、時期的に旧リノベ事業を申請することができなかった。</p> <p>2月以降に全道段階で新規契約が可能だった水張転作は、新市場開拓用米しかなかったため、地域枠で旧リノベ事業対象外の新市場開拓用米を助成対象としていない協議会では、旧リノベ事業対象分と比較すると助成単価が2万円/10aも安い新市場開拓用米を選択せざるを得なかった生産者が数多く存在することとなった。</p> <p>助成制度による同一作物の助成単価の著しい不均衡を是正することが道枠としての役割ではないのか？</p> <p>生産者間の不均衡の是正より、地域協議会の事務負担軽減を優先することは、本末転倒ではないか？</p>
<p>加工用米の高度省力化のメニューについてすべてに取り組み、とあるが内容について北海道の作業に適さないものが多く含まれていると感じます。プール育苗や不耕起栽培等。もう少し実情に見合った内容で作成していただきたい。</p>
<p>【制度全体への意見・要望】</p>
<p>収益力向上に資する取組に対しての交付（面積に対し）ではなく、収量に応じての交付になるような制度にしていきたい。生産者の意欲向上を図るためには必要。（生産者意見）</p> <p>交付金関係に関する担当者の事務量が年々煩雑になっている（担当者意見）</p>
<p>毎年予算が下げられ協議会の中で調整しているなかで、上限単価を下げるよう指摘があった。一度上限単価を下げると再度単価を上げるのは困難なので協議会としては上限単価の調整は行わない予定である。</p>
<p>水田活用の直接支払交付金の内、戦略作物助成の作物範囲を拡大して欲しい。産地交付金は地域裁量で単価設定できる点は良いが、メニュー設定における生産性向上の取組については多岐に渡る内容について長年取り組んでいることから発展的なネタが無い。農業者にとっても戦略作物助成のような単純明快な交付単価が望まれていると感じている。</p>
<p>水田活用の直接支払交付金の内、戦略作物助成の作物範囲を拡大して欲しい。産地交付金は地域裁量で単価設定できる点は良いが、メニュー設定における生産性向上の取組については多岐に渡る内容について長年取り組んでいることから発展的なネタが無い。農業者にとっても戦略作物助成のような単純明快な交付単価が望まれていると感じている。</p>
<p>産地交付金が地域特性を育て、高収益化を推進するための交付金というのは重々承知しているものの、永らく続いてきたことで農家にとっては「なくてはやっていけないお金」となってしまう。5年水張ルールでもそうだが、ルール自体が本来向かうべき目標を大きく上回って存在することで、地域特性が薄まるだろうという危惧と、食糧生産に深刻な支障をきたすのではないかという危惧を現場職員として感じる。</p>

【水活交付金の見直し】

制度の見直しについても新聞報道で情報を得ることが多く、説明会に参加しても知りたいことが検討中であることが多い。地域再生協議会として今後の方針について協議がしづらく、農業者へスピード感を持った情報周知が図れない状況にある。迅速な情報開示をお願いしたい。「産地交付金」に限らず経営所得安定対策事業の制度見直しに関して、北海道農政事務所による農業者を対象とした説明会を積極的に行うべきである。

麦・大豆等の畑作物を重点的に産地づくりを進めてきた経過にある。
水活の見直しは、過去から作り上げてきた産地づくりにも影響が大きい。
5年に1度の水張りは可能であると判断しているが、ブロックローテーション後の収量の影響も今度確認していかなければならない。
畑作物を進めてきた地域では、需要者からの産地評価もあり、他作物への転換は今までの信頼関係にも少なからず影響があることから、旧リノベ事業の継続もしくは産地交付金の増額をお願いしたい。（水田地帯は畑作地帯に比べ土壌条件等の不利地である）
また、地域の取組については、『水田』『畑』に関係なく交付対象として認めていただきたい。

【都道府県連携型助成】

都道府県連携助成を活用して、不可逆的な転換の推進を図るべき。

都道府県連携助成を活用して、不可逆的な転換の推進を図るべき。

都道府県連携助成を活用して、不可逆的な転換の推進を図るべき。